松くい虫による被害木の伐倒駆除費用を補助します

松くい虫による被害拡大の防止及び松くい虫の早期駆除、倒木等の危険回避を図るため、松くい虫被害木の伐倒駆除を林業事業者等に委託した方に補助金を交付します。

【補助対象者】

松くい虫被害木がある土地を所有または管理している**個人**及び**団体**が申請できます。

【補助対象事業】

市内の林業事業者等に業務を委託して行う伐倒駆除が対象です。
※市HPにて、県が公開している対応可能な事業者リストを掲載しております。
※市内の事業者であればリストに記載の無い事業者に依頼した場合でも対象となります。
※年度内に1回に限り申請できます。
※申請前に実施した事業は対象外です。

【補助割合】

松くい虫被害木の伐倒及び撤去に要する**経費の１／２以内を補助**します。
※千円未満の端数は切り捨てです。
※**上限は10万円**です。

【申請方法】募集開始日：令和8年4月15日(水)

下記書類一式を農林水産課（市役所2階 3番窓口）まで提出してください。
予算に達するまで受付します。
予算に達した場合は、市ホームページ等でお知らせします。

«申請書 提出書類»

書式は市のホームページからダウンロードすることができます。
(トップページの「キーワードで探す」から「松くい虫」で検索してください)
また、農林水産課窓口でも配布しています。

□**申請書**
□**事業計画書・収支予算書**
□**見積書（写し可）**
事業者の住所や連絡先等、**事業の内訳**が記載されている見積書
□**実施箇所の位置図**
インターネットで公開されている地図や住宅地図などを利用し、伐倒及び撤去予定の松の位置がわかるように記入してください。手書きの図でも可です。
□**事業実施前の現況写真**
伐倒予定の松とその本数がわかる写真を複数枚撮影してください。
提出の際は必ずプリントアウトしてください。
伐倒する松の状況がわからない場合は、撮り直ししていただくことがあります。

【申請後の手続きの流れ】

①申請書類の提出後、補助金の交付が決定すると**「交付決定通知」**が届きます。
②**「交付決定通知」**が届いたら、事業者に委託し、被害木の伐倒及び撤去を行ってください。
③事業が完了したら、速やかに**「実績報告書」**を農林水産課へ提出してください。
事業の完了日は、伐倒駆除が終わり、事業者に支払いを完了した日です。

≪実績報告書 提出書類≫

提出書類は**「交付決定通知」**に記入例とともに同封します。
また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

□**実績報告書**
□**事業実績書・収支精算書**
□**領収書の写し**
□**事業実施後の現況写真**
申請時の写真と同じ画角で撮影した写真と、**伐倒した松すべての切り株の写真**（複数の切り株を1枚の写真に収めても可）を提出してください。
提出の際は必ずプリントアウトしてください。
伐倒した松の状態がわからない場合は、撮り直ししていただくことがあります。
□**請求書**
振込先の口座情報の記入と押印が必要です。

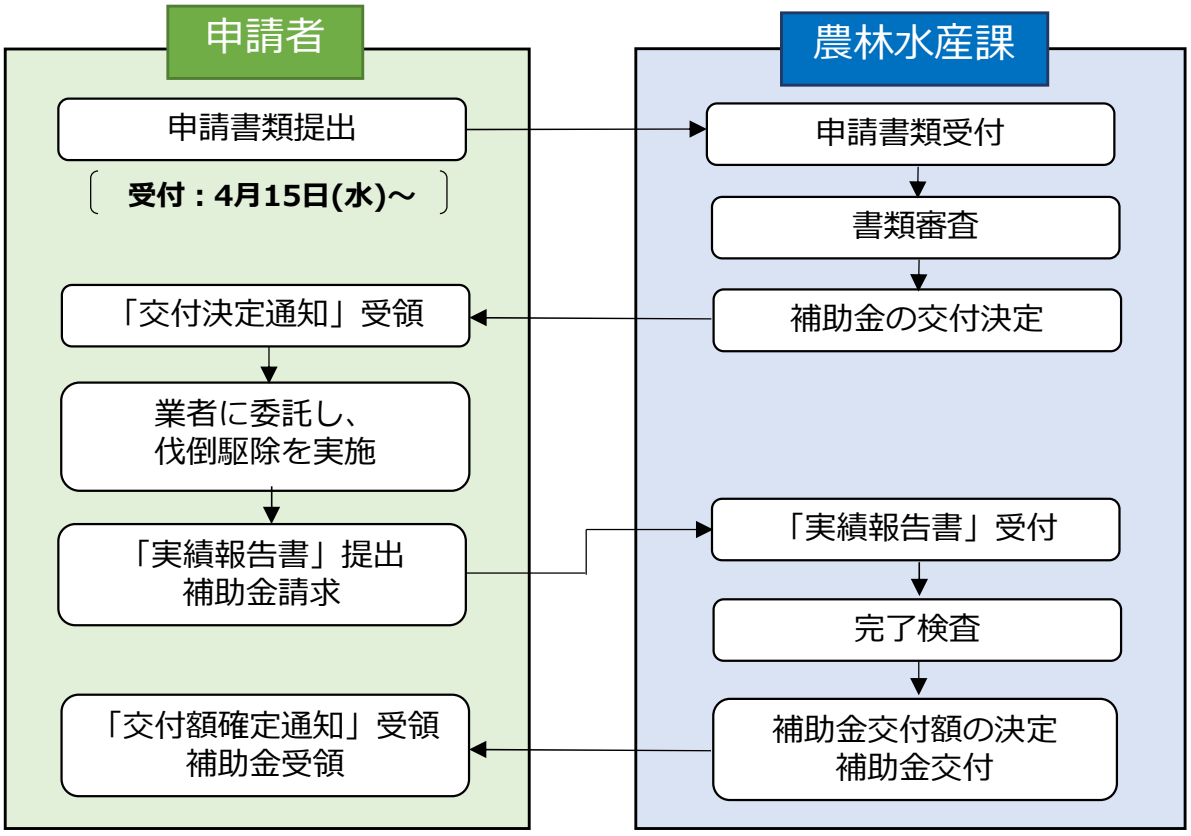

【その他】

・実績報告は令和8年度中（令和9年3月31日まで）に提出する必要があります。

【お問い合わせ】

酒田市 農林水産課 水産林業振興係（市役所2階 3番窓口）　TEL0234-43-8708